

マイナポイントの手続き 支援窓口を延長しました

お店での買い物などに利用可能なキャッシュレス決済のポイント還元が受けられる「マイナポイント」への申込手続きの支援窓口を、9月末まで延長しました。

今年4月末までにマイナンバーカードを申請したかたが対象です。ポイント還元を受けたいキャッシュレス決済サービス(カードやスマホ決済アプリなど)とマイナンバーカードをお持ちになり、次の窓口へお越しください。

なお、インターネットでの事前登録手続きが必要な決済サービスもありますので、各事業者のホームページなどでご確認ください。

【窓口と日程】

- ・ 時間は午前9時～午後5時
- ・ 市役所1階市民の座 9月30日(木)までの平日
- ・ 北部市民SC 4月19日(月)
- ・ 南部市民SC 4月20日(火)、5月18日(火)、6月22日(火)、7月13日(火)
- ・ 西部市民SC 4月21日(水)、5月19日(水)、6月23日(水)、7月14日(水)
- ・ 河辺市民SC 4月22日(木)、5月20日(木)、6月24日(木)、7月15日(木)

- ・ 雄和市民SC 4月23日(金)、5月21日(金)、6月25日(金)、7月16日(金)

●問い合わせ

情報統計課 ☎(888)5468
*新型コロナウイルスの影響により、中止・変更になる場合があります。日程などは、市ホームページでご確認ください。

◆ 広報ID番号 1022613

風しんの抗体検査・予防 接種のクーポン券を発送

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性へ、風しんの抗体検査・予防接種を無料で受診できる、令和3年度用のクーポン券を送付していますのでご利用ください。

3月以降に秋田市へ転入されたかたには、4月末にクーポン券を送付します。また、妊娠を希望する女性やその配偶者などへの抗体検査と予防接種の助成も行っています。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ

健康管理課 ☎(883)1179

登山や山菜採りで入山する際は登山届の提出を

毎年、春山では、残雪や荒れた

登山道により道に迷いやすくなく、遭難や事故が発生しています。不測の事態を避けるため、次のことに注意しましょう。

- ▼ 自分の体力や体調にあった行動をとり、明るいうちに下山する
- ▼ 携帯電話、予備の食料、防寒着、熊鈴、ラジオ、笛などを持つ
- ▼ 単独行動をとらず、同行者と一緒に行動し、声をかけあつてお互いの居場所を確認する
- ▼ 家族などに行き先や入山地点を知らせ、登山届を山岳を管轄する警察署、交番、駐在所に提出する

* 県内での登山届は、電子申請ができます。秋田県警察本部ホームページをご確認ください。
<http://www.police.pref.akita.lg.jp/kenkei/news/tozantodoke/>

●問い合わせ

防災安全対策課 ☎(888)5434

野山に入るときは ヤマビルにご注意！

ヤマビルは、気温の上昇とともに、例年5月頃から活動します。秋田市北部や五城目町などの山沿いで湿気の多い場所に生息し、人や動物にとりつき吸血します。

吸血被害を防ぐには、首にタオルを巻いたり、袖の長い衣服を着て長靴を履くなど、ヤマビルの侵

入経路をふさぎ、足下に忌避スプレーや食塩水を吹きかけることが有効です。

とりつかれたときは無理に剥がそうとせず、食塩水などを吹きかけると自然に剥がれ落ちます。吸血されると2時間程出血が止まらなくなる場合があります。しばらくはかゆみも残ります。体調が優れない場合や症状が治まらない場合は、医療機関の受診をおすすめします。

●問い合わせ

農地森林整備課 ☎(888)5741

松くい虫防除薬を 無料で差し上げます

アカマツやクロマツへの松くい虫被害を防ぐため、次の要件を満たし、共同防除を実施する町内会へ薬剤を配布します。

配布要件

- ① 樹高が10m以上で本数が30本以上、またはこれと同等以上のまとまりがあり、地域住民の同意が得られていること
 - ② 6月中旬から7月下旬まで散布できること
 - ③ 散布機械があること
- 4月20日(火)から27日(火)までの平日に農地森林整備課へ。



☎(888)5741



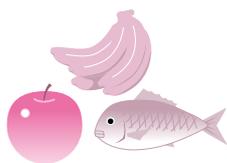
雄和地域の一部分が災害危険区域に指定されます

「秋田市災害危険区域に関する条例」の改正に伴い、6月から、左記の地域の一部が新たに災害危険区域に指定され、区域内での住居などの建築が制限されます。詳しくは、お問い合わせください。市ホームページをご覧ください。

◆広報ID番号 1028516

対象地域雄和地域の：向野字前開・字源藤太郎・字築土手・字下夕野・字大川端・字鯨沢・字中野・字上野・字向野、左手字白川袋・字岩城沢

今年6月1日から 食品営業許可制度が 変わります



食品衛生法の改正により、原則すべての「食品等事業者」は営業許可もしくは営業届出の対象となります。

また、営業許可業種、営業届出業種のいずれの施設も「食品衛生責任者の設置」「HACCPに沿った衛生管理」が必要となります。

営業許可申請や届出は、衛生検査課(八橋の市保健所1階)または厚生労働省の「食品衛生申請等システム」で手続きできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

衛生検査課☎(883)1181

◆広報ID番号 1010016

*HACCP=食中毒リスクなどを分析し、重要な工程を管理する衛生管理の手法

①営業許可対象業種

対象業種が、現行の34業種から32業種に再編されました。また、営業施設の施設基準や取扱内容も、既存業種を含め変更があります。対象事業者はお早めにご相談ください。

【新しく許可が必要になる業種】

▶水産製品製造業(ハタハタ寿司、明太子、干物などの製造) ▶密封包装食品製造業(山菜水煮などの常温保存品の製造)
▶液卵製造業 ▶漬物製造業 ▶食品の小分け業

②営業届出業種

許可が必要な業種以外の営業を行う場合、あらかじめ営業の届出が必要です。今年6月1日(火)以前から営業を行っているかたは、11月30日(火)までに届出をしてください。

【対象業種の例】

▶野菜や果物の販売、精米など ▶営業許可業種以外の食品の製造や加工(ジャムの製造、コーヒーの焙煎など)
▶弁当などの温度管理が必要な食品の販売 ▶学校や病院などの施設で1回20食程度以上の食品を提供する集団給食施設(外部委託の場合は許可が必要)

・字板沢・字碓・字左手子、女米木字山崎・字六百刈・字水里・字女米木、戸賀沢字御江田・字金山沢・字五石前・字九巻・字戸賀沢、相川字高清水・字下野・字銅屋・字新聞・字松山下・字源八沢・字大管場・字新聞・字高野・字井戸ノ下・字相川

●問い合わせ

建築指導課☎(888)5769

犯罪被害者等支援を推進する第3次計画を策定

市では、犯罪被害者などの支援に係る施策を推進するため、「犯罪被害者等支援推進計画」を定めます。

このたび、令和3年度からの5年間を計画期間とする第3次計画を策定しました。これに基づき、市民相談センターが総合窓口となつて、犯罪被害に遭われたかたなどからの相談に応じます。計画は、市ホームページからもご覧いただけます。

●問い合わせ

◆広報ID番号 1011286
市民相談センター
☎(888)5646

特定給食施設開始届の提出をお忘れなく

食事を提供する施設のうち次の対象施設は、給食を開始した日か

ら1か月以内に「特定給食施設開始届」を、保健予防課(八橋の市保健所内)へ提出してください。

様式は市ホームページからダウンロードできます。

◆広報ID番号 1005855
*秋田市電子申請・届出サービスからも届出できます。

◆広報ID番号 1002695

対象施設特定かつ多数の人に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要であつて、1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設

●問い合わせ

保健予防課☎(883)1178